

公益社団法人日本糖尿病協会 インスリンメンター制度 メンター派遣規定

日本糖尿病協会のインスリンメンター（以下、メンター）が活動するにあたり、派遣にかかる範囲・申込み方法・制限などを規定する。

1. 派遣範囲

メンターの派遣先は、以下のとおりとする。なお、本規定以外で日本糖尿病協会の活動に必要とみなされるものについては、別途、インスリンケアサポート委員長が派遣の可否を判断する。

- A. 日本糖尿病協会主催の小児糖尿病キャンプ
- B. 日本糖尿病協会所属の患者会
- C. 糖尿病診療を行う医療機関
- D. 学校、および教育関係者が実施する講習会
- E. 公的機関が主催する講演会

2. 派遣申込み

メンター派遣を希望する団体、施設等（小児糖尿病キャンプを除く）は、所定の書式により、日本糖尿病協会事務局に申込みをする。メンター個人に直接申込みを行うことは禁止する。申込み者による派遣メンターの指名は受けないものとする。

3. 派遣費用負担

1 項-A, B からの依頼に関しては、メンター派遣にかかる交通費・宿泊費・謝金は、日本糖尿病協会が負担する。

1 項-C, D, E からの依頼に関しては、メンター派遣にかかる交通・宿泊費・謝金は、申込み者が負担する。謝金は別途定める日本糖尿病協会謝金規定に準じるものとする。

4. 活動内容

メンターの活動内容は、以下に限定する。

- ・自身の経験に基づき患者・家族の支援を行う
- ・個別の治療内容や医療に関する相談には応じない
- ・社会に対し、糖尿病の正しい知識を伝える
- ・日本糖尿病協会の歴史や活動の紹介を行い、協会活動を周知する

5. 規定の変更

この規定を変更する場合は、インスリンケアサポート委員会の承認を得て行うものとする

6. 委任

この規定に定めるもののほか、必要な事項はインスリンケアサポート委員長が別に定める本規定は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。